

安 全 衛 生 情 報 R8.9

富士労働基準協会

TEL 0545-52-5801 fax 0545-53-0333

mail : kousyu@fujiroukikyo.jp

目 次

I 静岡県内の職業性疾病の発生状況 P1

- 概況、労働災害発生状況（休業4日以上）年別推移 P1
- 死亡災害発生状況 P2
- 疾病分類別・業種別発生状況 P3
- 熱中症の発生状況 P5

II 静岡県内の定期健康診断（一般・特殊）有所見率の状況 P6

- 一般健康診断の有所見率 P6
～お知らせ 定期健康診断項目の改正等～ P6
- 特殊健康診断の有所見率 P8

III 静岡県内のストレスチェック実施状況 P9

IV 令和7年度 脳・心臓疾患の労災補償状況（全国） P10

V 令和7年度 精神障害の労災補償状況（全国） P11

VI 令和7年「労働安全衛生調査（実態調査）」（全国） P12

VII 高齢労働者の労働災害防止対策※ R8.4施行 P14

VIII 病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援※ R8.4施行 P15

※ VII・VIIIの詳細につきましては協会Webサイト「協会のお知らせ」⇒「行政情報（労働災害発生状況、最低賃金、重要法令改正等の各種行政情報）」に掲載しています

【 関係機関、助成金、相談窓口等情報 】 P16

【 富士労働基準協会 お知らせ 】 P17

《イベントのお知らせ》 《労働衛生標語の募集》

～ 労働者数50人未満の事業者でもストレスチェックが義務に ～
令和10年4月1日スタート

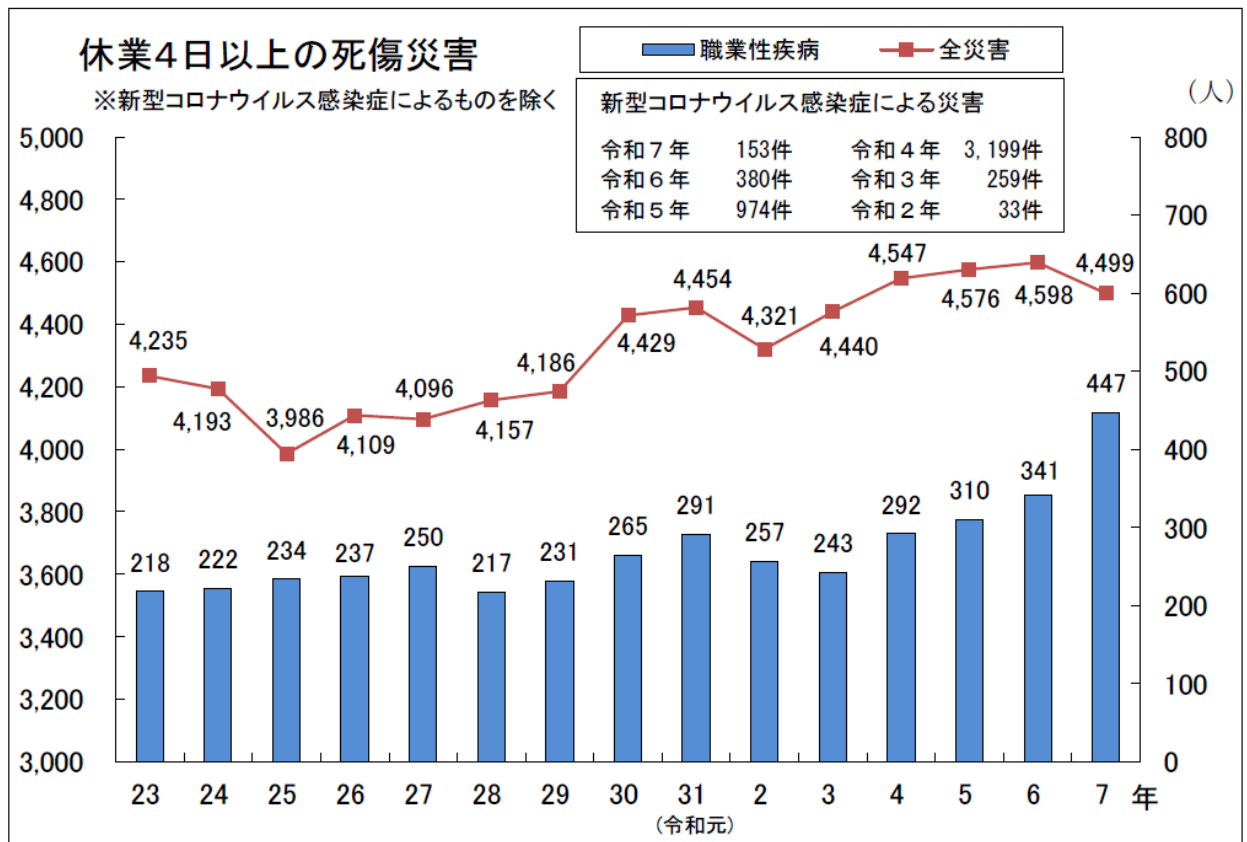
I 令和7年 職業性疾病の発生状況

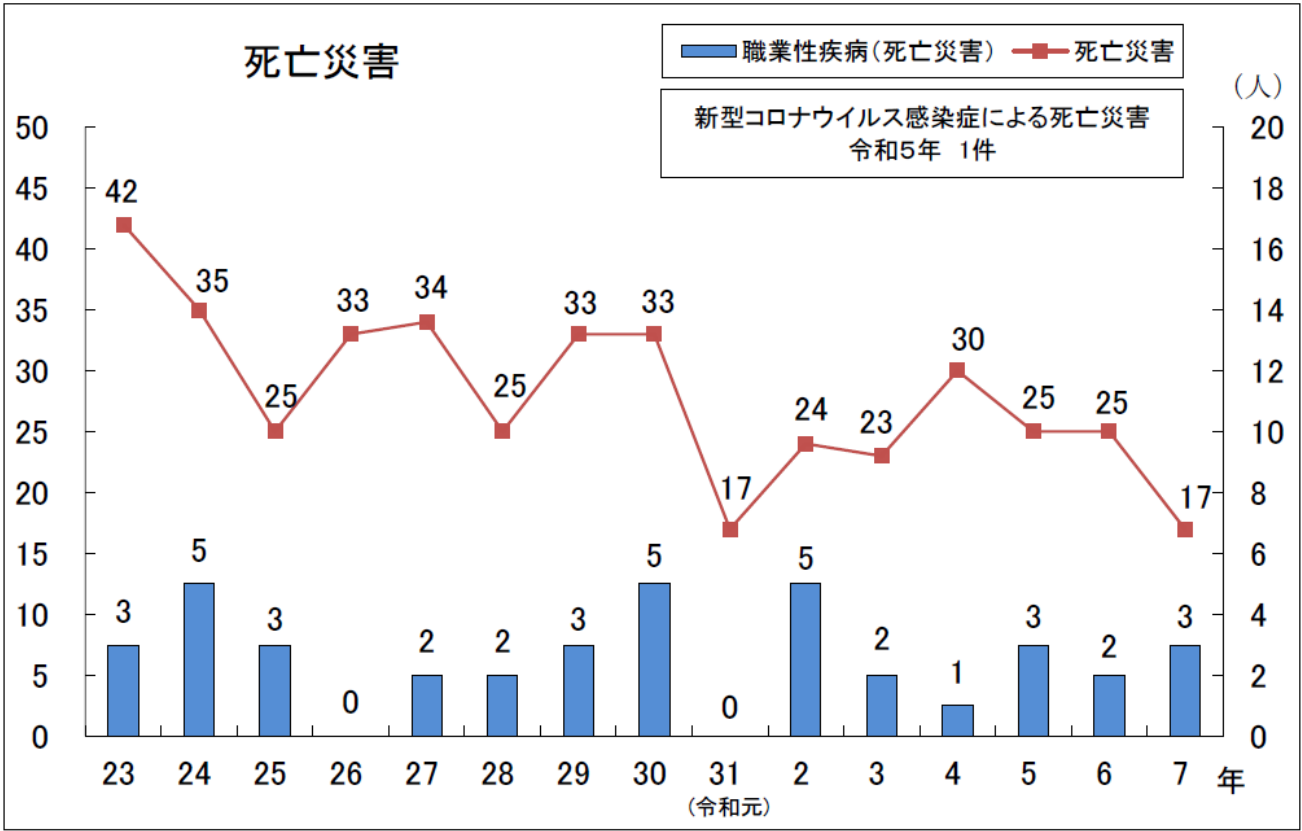
(図・表 静岡労働局「労働衛生の現況」の統計より)

【職業性疾病の発生状況（休業4日以上之死傷災害）概況】

- ① 増加傾向（令和5年に300件を超え、令和7年は447件で全死傷災害の9.9%を占める）
- ② 疾病（多い順）「負傷に起因する腰痛」221件、「異常温度条件による疾病」70件、「負傷によらない業務上の腰痛」39件、「化学物質による疾病（がんを除く）」16件
- ③ 死亡災害 3件
- ④ 増加要因
 - ア 労働者の高齢化、女性の就業率上昇など就業構造の変化（腰痛）
 - イ 気候変動（熱中症）

第1図 静岡県における労働災害の年次別推移





資料出所:労働者死傷病報告

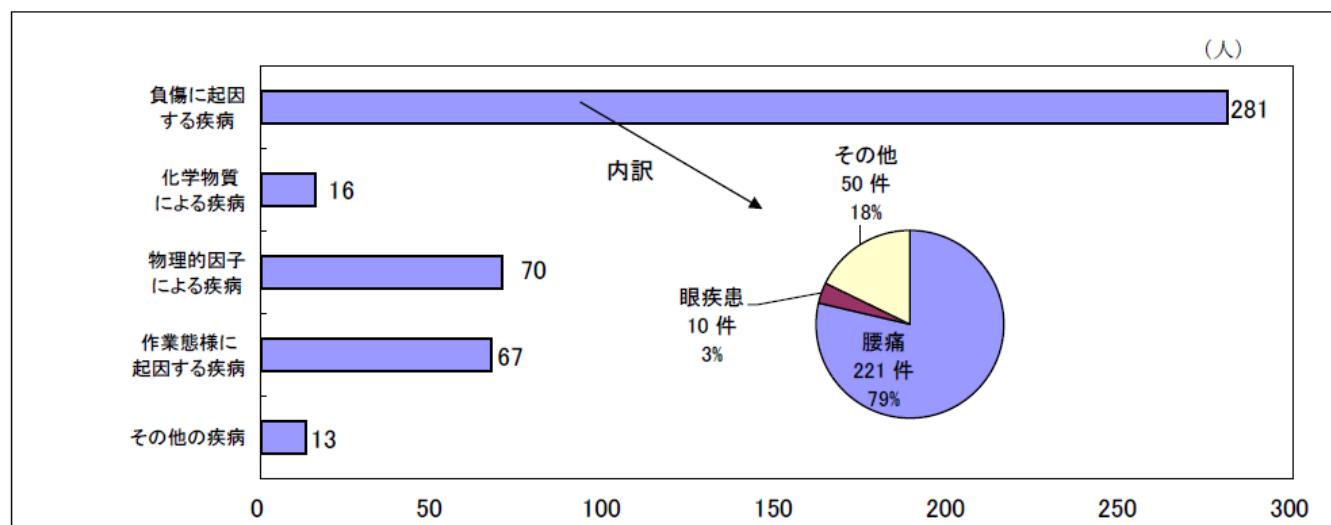
【疾病による死亡災害】

疾病	業 種	災害の概要
負傷に起因する疾病	窯業土石製品製造業	墓石の戒名板（重さ70kg）の据付作業を被災者と同僚の2名で行っていた。被災者は、墓石南側で高さ78cm、幅12cm程度の外枠羽目石に右足を、高さ65cmの芝台に左足をかけて作業を行っていた。同僚は墓石北側におり、戒名板の位置調整を行っていたところ、視界に被災者がいないことに気づき、確認したところ、頭部を墓地の床面、両足を芝台に投げ出し、頭部から出血し仰向けで倒れていたもの。
異常温度条件による疾病	輸送用機械等製造業	工場内で新幹線車両の組付けを行う作業現場に、一次下請の労働者として入場していた被災者は、作業場を一時離脱して作業場で座り込んでいたところを、協力会社の作業員が発見して身体冷却等の措置を実施した。約1時間後、帰宅のためタクシーに、乗車しようと立ち上がったところ、倒れ込み、地面に後頭部を打ち付け、意識を失ったため、緊急搬送をしたものの、3日後に死亡した。
	食料品製造業	3,000リットルの抽出窯を使用して魚の出汁を抽出する工程において、被災者が抽出窯の保温ジャケットの縁に立ち、長さ約1mの棒で落し蓋を押し込む作業をしていたところ、抽出窯の中に転落した。被災者は転落した際、すぐに自力で脱出しホースで自分の身体に水をかけたものの、全身の85%の部分に熱傷を負い、治療を行っていたがその後死亡した。

第2図 令和7年 静岡県における職業性疾病発生状況

負傷に起因する疾病のうち221件(79%)が腰痛です。

また、腰痛は、職業性疾病全体でも49%を占めています(コロナ関係を除く)。



資料出所：労働者死傷病報告

業種別		年別		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
製造業	食料品			10	16	15	16	(1) 32
	繊維・繊維製品							
	木材・木製品家具装備品				3	3	2	1
	パルプ・紙印刷・製本			3	2	3	8	8
	化学工業			5	7	8	8	18
	窯業・土石製品			1	1		1	(1) 2
	鉄鋼・非鉄金属			4	2	1	6	6
	金属製品			7	3	6	14	4
	一般・電気・輸送用機械			21	14	23	21	(1) 38
	電気・ガス・水道業						1	1
その他				5	4	8	11	8
小計				56	52	67	88	(3) 118
鉱業								1
建設業				(2) 22	26	(2) 16	(1) 16	24
運輸業				22	(1) 42	(1) 24	27	53
貨物取扱業				3	2	5	2	1
農林水産業				5	7	6	(1) 8	7
その他の事業	商業・金融広告業・通信業・教育研究業			27	55	50	66	75
	保健衛生業			78	77	92	83	98
	接客・娯楽業	ゴルフ場の事業		1	3	4	2	5
		上記以外		9	12	27	26	40
	清掃・と畜業	ビルメンテナンス業		1	5	4	4	5
		上記以外		1	4	4	7	9
	その他の事業			18	7	11	12	11
小計				135	163	192	200	243
全産業合計				(2) 243	(1) 292	(3) 310	(2) 341	(3) 447

- (注) 1. じん肺は除く
 2. 新型コロナウイルス感染症によるものを除く
 3. ()内数字は死亡者数で内数

資料出所：労働者死傷病報告

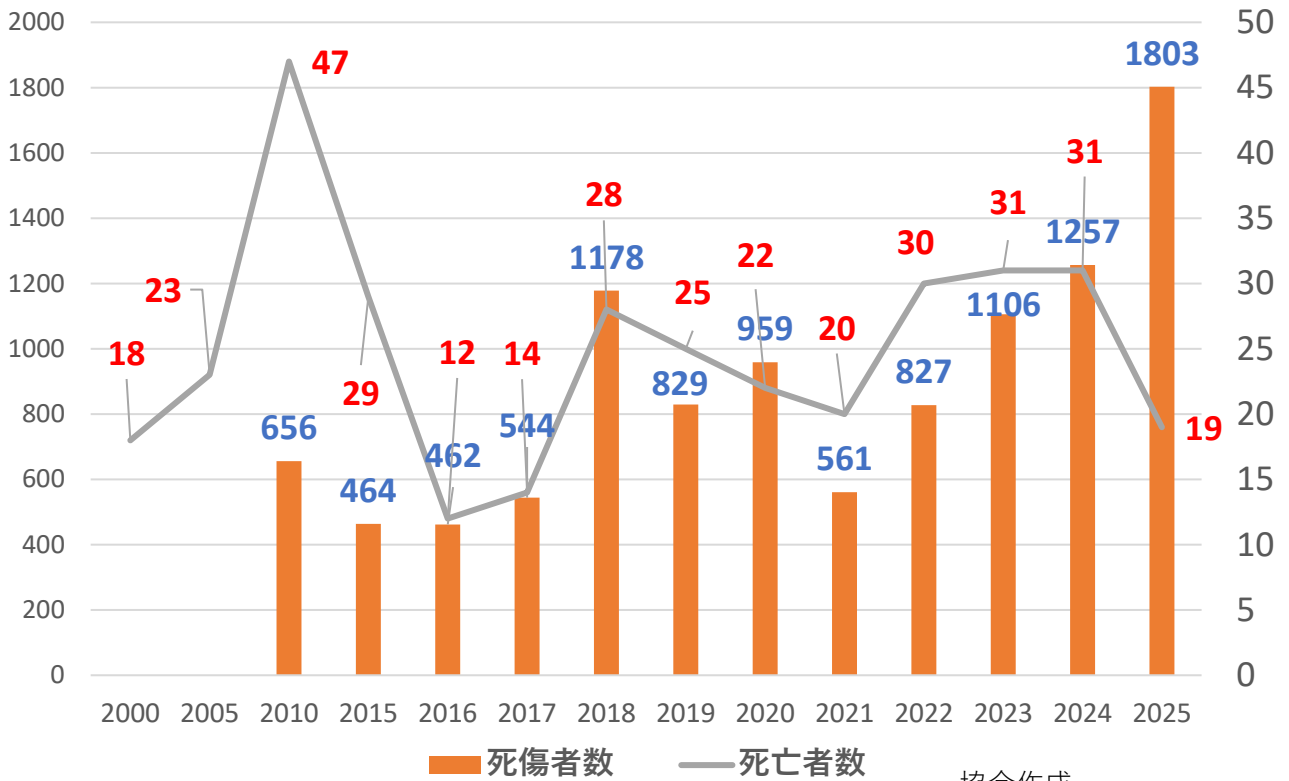
第1表 令和7年 業種別・疾病別職業性疾病発生状況(休業4日以上)

業 種	疾 病 分 類	製 造 業										貨 物 取 扱 業	農 林 水 産 業	通 商 信 用 業・金 融 業・保 険 業・業 務 研 究 業・業 務 研 究 業	保 健 衛 生 業	接 客 娛 楽 業	清 掃 ・ と 畜 業	そ の 他 の 事 業	合 計
		食 料 品 製 造 業	織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業	装 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	紙 材 ・ 紙 製 品 製 造 業	化 学 工 業	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	鉄 鋼 製 品 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	機 械 ・ 電 気 ・ 輸 送 用 機 械 製 造 業	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	そ の 他 の 製 造 業							
	(1)負傷に起因する疾病	23			5	11	① 2	2		22		4	6	48	74	23	7	6	① 281
	(2)有害光線による疾病	21			5	7		2		14		3	2	40	67	17	6	5	221
	(3)電離放射線による疾病									3		1	1	1					10
	(4)異常気圧下における疾病																		
	(5)異常温度条件による疾病	① 3		1		2		3	2	① 6		3		12		13	3	4	② 70
	(6)騒音による耳の疾病																		
	(7)(2)～(6)以外の原因による疾病																		
	(8)重労働による運動器疾患と内臓疾患	1																	
	(9)負傷によらない業務上の腰痛					3				5		1		6	13	4	1	1	39
	(10)振動障害																		
	(11)手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	1							2	2				4	1	2			12
	(12)(8)～(11)以外の原因による疾病	3		1							1			1	2				8
	(13)酸素欠乏症																		
	(14)化学物質による疾病(がんを除く)				2	2		1	3	3			1		2		2		16
	(15)病原体による疾病				2					1									3
	(16)電離放射線によるがん	1												1	5	1			8
	(17)化学物質によるがん																		
	(18)(16)、(17)以外の原因によるがん																		
	(19)過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等													1					2
	(20)強い心理的負担を伴う業務による精神障害															1			2
	(21)その他の業務に起因することの明らかな疾病																		1
	合 計	① 32		1	8	18	① 2	6	4	① 38		8	1	75	98	45	14	11	③ 447

(注)1. じん肺を除く
2. 新型コロナウイルス感染症によるものを除く
3. ()内数字は死亡者数で内数
資料出所:労働者死傷病報告

【熱中症の発生状況】

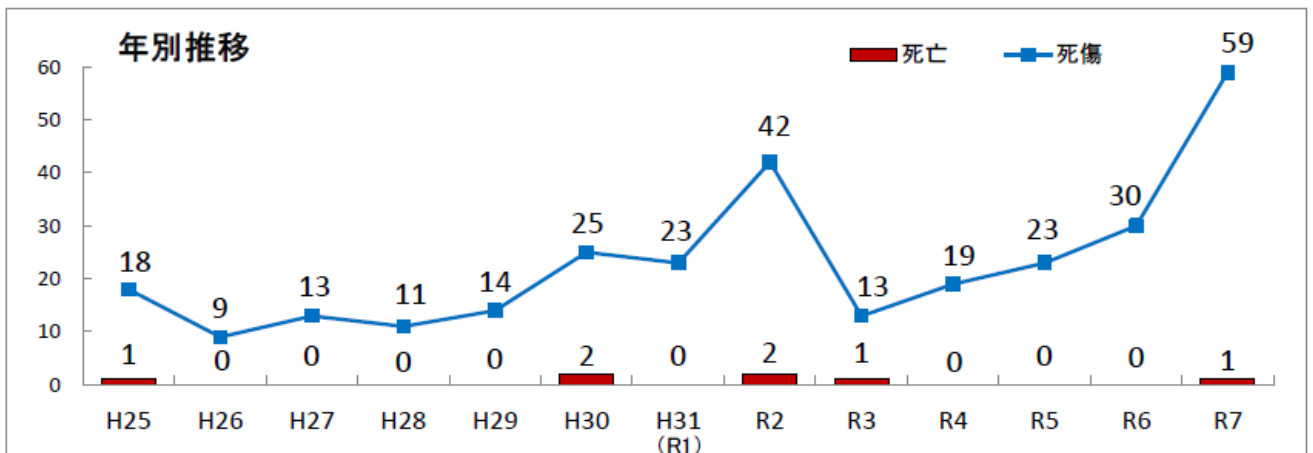
職場における熱中症死傷者数の推移 全国



協会作成
厚生労働省統計参考

令和7年 静岡県内の熱中症による死傷災害発生状況

静岡労働局



Ⅱ 令和7年 定期健康診断（一般・特殊）有所見率の状況

（図・表 静岡労働局「労働衛生の現況」の統計より）

【一般健診概況】

①有所見率が高い項目

「血中脂質」32.3%、「血圧」18.6%、「肝機能」15.6%、「血糖」15.5%

②有所見率上昇項目（平成28年比較）

「血圧」+4.6、「胸部X線」+2.5、「貧血」+2.5、「心電図」+1.4

【特殊健診概況】

①有所見率が高い健診（法定）

「高気圧（潜水）」13.95%「電離放射線」10.58%、

②有所見率が高い健診（指導勧奨）

「VDT（情報機器）」29.63%、「騒音」19.35%、「超音波溶着機」6.92%

「紫外線・赤外線」5.46%

お知らせ

～ 定期健康診断項目が改正されます（令和9年4月より）～

✓「喀痰検査」が削除されます

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。

✓「肝機能検査」の酵素名が変更されます

「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「 γ -GPT」は「 γ -GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。

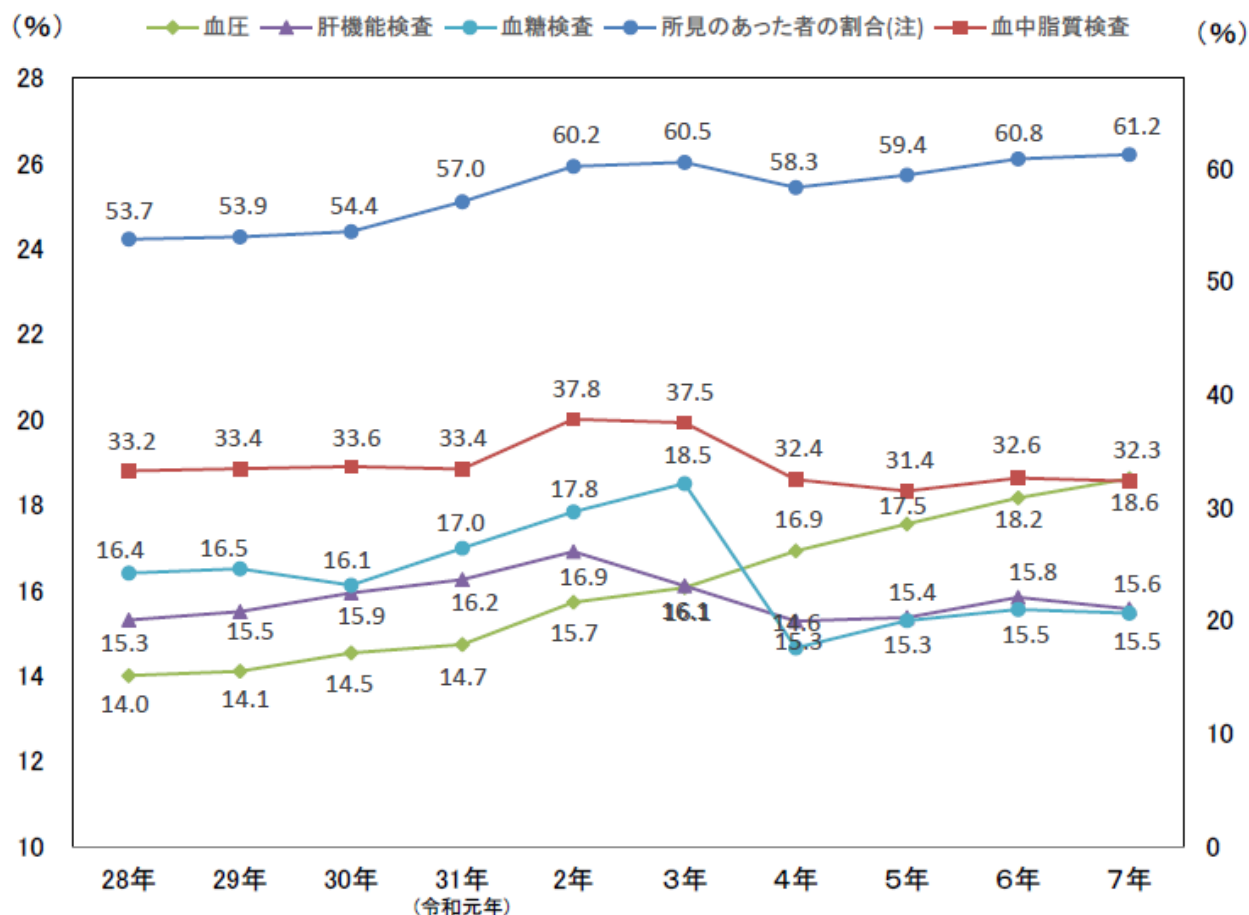
✓「血清クレアチニン検査」が追加されます

「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

～ 女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル等が公表されています（令和8年1月 厚生労働省）～

一般健康診断問診票に女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害等）に係る質問を追加することが適当であるため、女性特有の健康課題を抱える個々の労働者と事業者を繋ぐ観点から、望ましい対応について、健診機関向けマニュアル・事業者向けマニュアルがそれぞれ公表されています

第5表 定期健康診断における有所見率の年別推移（静岡労働局内）



項 目		有 所 見 率 (%)									
		28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
聴 力 (1 0 0 0 Hz)		3.6	3.6	3.7	3.6	3.7	3.8	3.7	3.7	3.7	3.8
聴 力 (4 0 0 0 Hz)		7.6	7.6	7.6	7.3	7.2	7.2	7.3	7.4	7.4	7.6
聴 力 (そ の 他)		0.7	0.6	0.6	1.1	2.1	0.9	1.8	2.1	2.1	1.1
胸 部 X 線 検 査		5.1	5.3	5.4	5.6	5.9	5.9	6.5	7.2	8.0	7.6
喀 痰 検 査		2.0	1.2	0.8	0.8	0.8	0.3	0.7	0.8	0.2	1.5
血 圧		14.0	14.1	14.5	14.7	15.7	16.1	16.9	17.5	18.2	18.6
貧 血 検 査		8.1	8.2	8.1	7.9	8.8	9.2	9.8	10.0	10.5	10.6
肝 機 能 検 査		15.3	15.5	15.9	16.2	16.9	16.1	15.3	15.4	15.8	15.6
血 中 脂 質 検 査		33.2	33.4	33.6	33.4	37.8	37.5	32.4	31.4	32.6	32.3
血 糖 検 査		16.4	16.5	16.1	17.0	17.8	18.5	14.6	15.3	15.5	15.5
尿 検 査 (糖)		2.9	3.1	3.1	3.2	3.4	3.6	3.4	3.6	3.7	3.8
尿 検 査 (蛋 白)		3.3	3.2	3.3	3.3	3.0	2.8	2.7	2.6	2.6	2.4
心 電 図 検 査		8.8	8.9	9.0	9.0	9.6	9.7	9.9	9.4	10.1	10.2
所見のあった者の割合(注)		53.7	53.9	54.4	57.0	60.2	60.5	58.3	59.4	60.8	61.2

(注) : 「所見のあった者の割合」は、労働安全衛生規則第44条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見を除く）の人数を受診者数で割った値である。

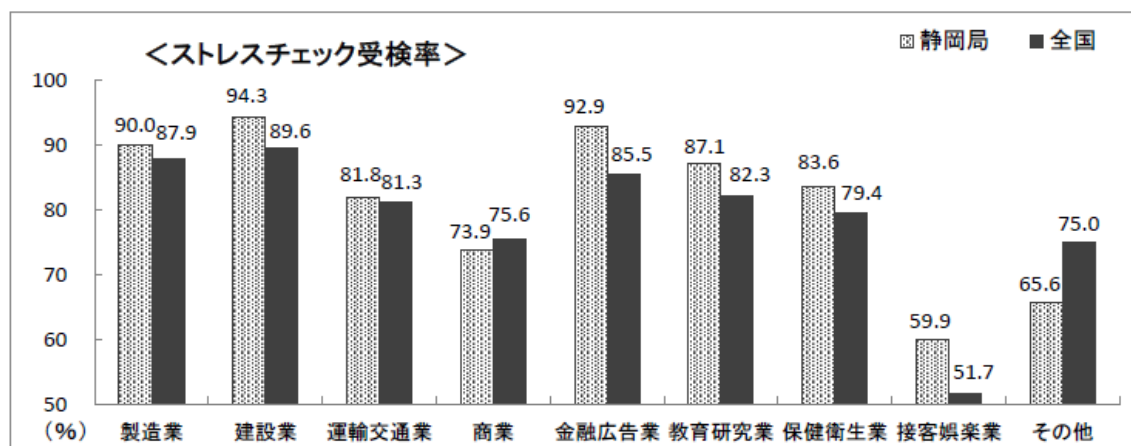
第6表 令和7年 有害業務従事労働者の特殊健康診断実施状況

区分	有害業務の種類		対象事業場数	対象労働者数	実施事業場数	受診労働者数	受診率(%)	所見者数	所見率(%)
法令によるもの	粉	じん	1,789	25,608	921	10,506	41.03	(新規)2	0.02
	有機溶剤		2,120	37,799	1,748	33,207	87.85	962	2.90
	鉛		189	4,222	162	2,552	60.45	16	0.63
	四アルキル鉛		1	2	1	2	100.00	0	0.00
	電離放射線		494	12,684	456	11,415	90.00	1,208	10.58
	除染等電離放射線		1	1	1	1	100.00	0	0.00
	高気圧 潜水	高圧室内	0	0	0	0	0.00	0	0.00
			15	94	11	86	91.49	12	13.95
	特化物（1類・2類）		2,006	49,906	1,747	46,399	92.97	665	1.43
	石綿		66	741	61	732	98.79	14	1.91
	菌科			4,754	264	4,715	99.18	50	1.06
	小計		6,681	135,811	5,372	109,615	80.71	2,929	2.67
指導勸奨によるもの	紫外線・赤外線		165	3,975	140	3,812	95.90	208	5.46
	騒音		457	21,885	393	19,999	91.38	3,870	19.35
	チェーンソー	一	34	320	23	267	83.44	1	0.37
	チェーンソー以外		102	3,279	78	3,150	96.07	145	4.60
	V D T		124	6,586	65	3,490	52.99	1,034	29.63
	超音波溶着機		12	130	12	130	100.00	9	6.92
	その他を含む小計		707	52,132	578	44,935	86.19	6,536	14.55
合計			7,388	187,943	5,950	154,550	82.23	9,465	6.12

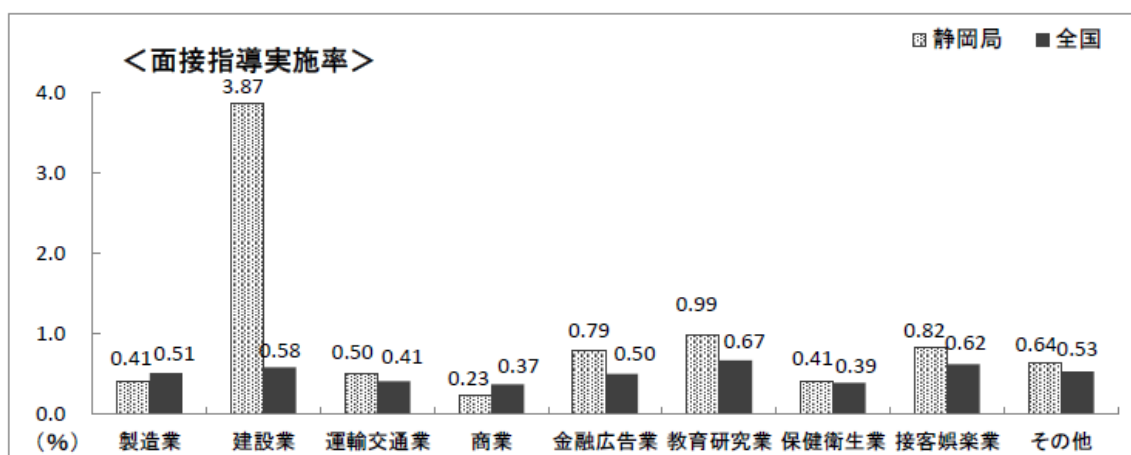
※1 粉じんの所見者数は新規有所見者数、また管理区分1（所見なし）の場合は3年に1回の実施であるため受診率は減少する。
※2 「電離放射線」の健康診断結果報告様式が令和3年4月に改正されているため、本統計は令和3年4月から12月に受理した同報告からの集計である。
※3 「指導勸奨によるもの」の「その他を含む小計」欄の対象事業場数、実施事業場数は実事業場数である。

Ⅲ 令和7年 ストレスチェック実施状況

(図・表 静岡労働局「労働衛生の現況」の統計より)

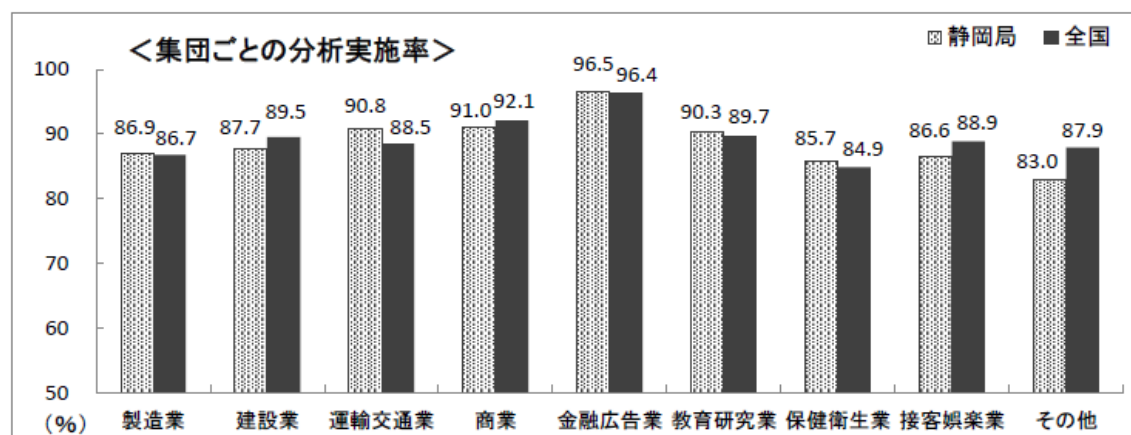


※ 全業種の検査実施率 静岡;82.3%、全国;79.9%



「高ストレス者」と選定されても、面接指導を受検する割合が低い(全業種;静岡0.55%、全国0.49%)。各社にばらつきがあり、各社の制度への信頼性を高める工夫が必要です。

個人情報の取り扱いの明確化。面接指導の際は、事業者が勤務状況等の情報を提供し、医師が確認できるよう配慮が必要です。



職場のメンタルヘルス対策として、ストレスチェックによる気づきと共に、その結果を職場改善に繋げることが重要となります。

Ⅳ 令和7年度 脳・心臓疾患の労災補償状況

厚生労働省令和7年度「過労死等の労災補償状況」2026.7.15公表 より

- ① 令和7年度の請求件数は1,254件（前年度比+21.7%）、決定件数は811件（同+3.4%）、支給決定件数は217件（同-10%）、認定率（決定件数に対する支給決定件数の割合）26.8%
- ② 請求件数・決定件数は増加傾向、支給決定件数・認定率は減少
- ③ 請求件数、支給決定件数が最も多い業種は「道路貨物運送業」

図1－1 業務災害に係る脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移

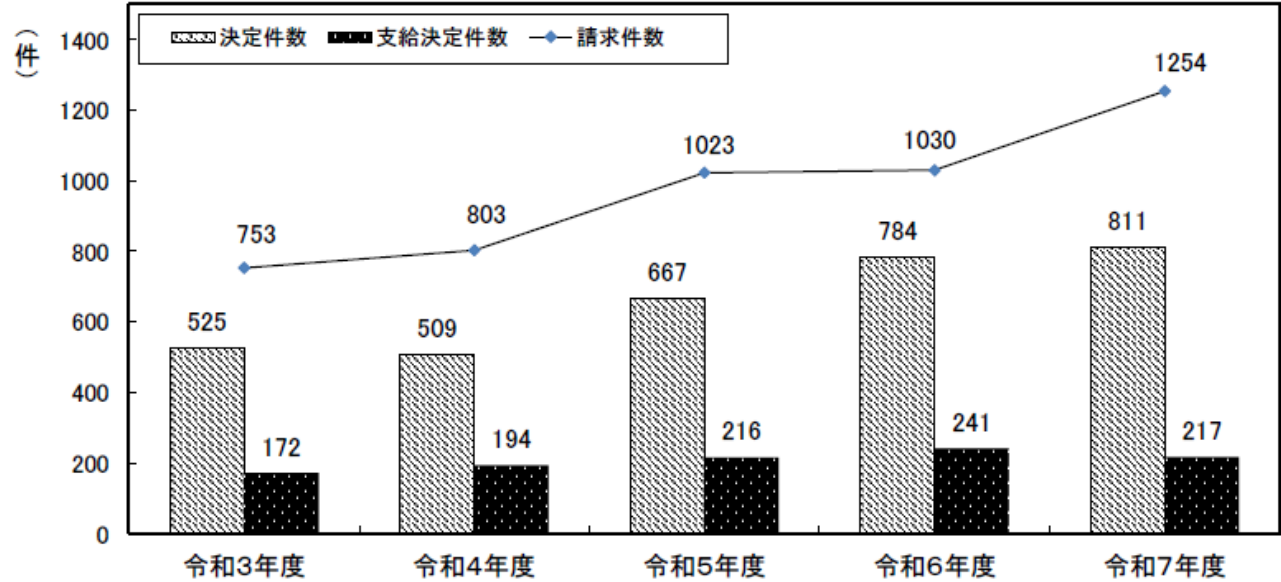


表1－1 業務災害に係る脳・心臓疾患の労災補償状況

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
脳・心臓疾患	請求件数注2	753（ 124 ）	803（ 125 ）	1023（ 171 ）	1030（ 165 ）	1254（ 176 ）
	決定件数注3	525（ 67 ）	509（ 84 ）	667（ 88 ）	784（ 112 ）	811（ 110 ）
	うち支給決定件数注4	172（ 9 ）	194（ 18 ）	216（ 18 ）	241（ 12 ）	217（ 15 ）
	〔認定率〕注5	[32.8%]（ 13.4% ）	[38.1%]（ 21.4% ）	[32.4%]（ 20.5% ）	[30.7%]（ 10.7% ）	[26.8%]（ 13.6% ）
う ち 死 亡	請求件数	173（ 17 ）	218（ 15 ）	247（ 30 ）	255（ 16 ）	303（ 19 ）
	決定件数	169（ 11 ）	139（ 19 ）	187（ 10 ）	232（ 23 ）	236（ 13 ）
	うち支給決定件数	57（ 1 ）	54（ 7 ）	58（ 5 ）	67（ 3 ）	67（ 3 ）
	〔認定率〕	[33.7%]（ 9.1% ）	[38.8%]（ 36.8% ）	[31.0%]（ 50.0% ）	[28.9%]（ 13.0% ）	[28.4%]（ 23.1% ）

（ ）内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の（ ）内は、女性の決定件数に占める支給決定件数の割合である。
（ ）内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の（ ）内は、女性の決定件数に占める支給決定件数の割合である。

V 令和7年度 精神障害の労災補償状況

厚生労働省令和7年度「過労死等の労災補償状況」2026.7.15公表 より

- ① 令和7年度の請求件数4,958件（前年度比+31.2%）、決定件数3,839件（同+9.8%）、支給決定件数1082件（同+2.5%）、認定率28.2%
- ② 自殺の決定件数212件（同-1.4%）、支給決定件数76件（同-13.8%）、認定率35.8%
- ③ 精神障害の請求件数・決定件数・支給決定件数は増加傾向、認定率は減少
- ④ 請求件数、支給決定件数が最も多い業種は「社会保険・社会福祉・介護事業」
- ⑤ 支給決定件数が多い出来事は、「パワーハラスメント（222件）」、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた（127件）」、「セクシャルハラスメント（127件）」、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事（113件）」

図2-1 業務災害に係る精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移

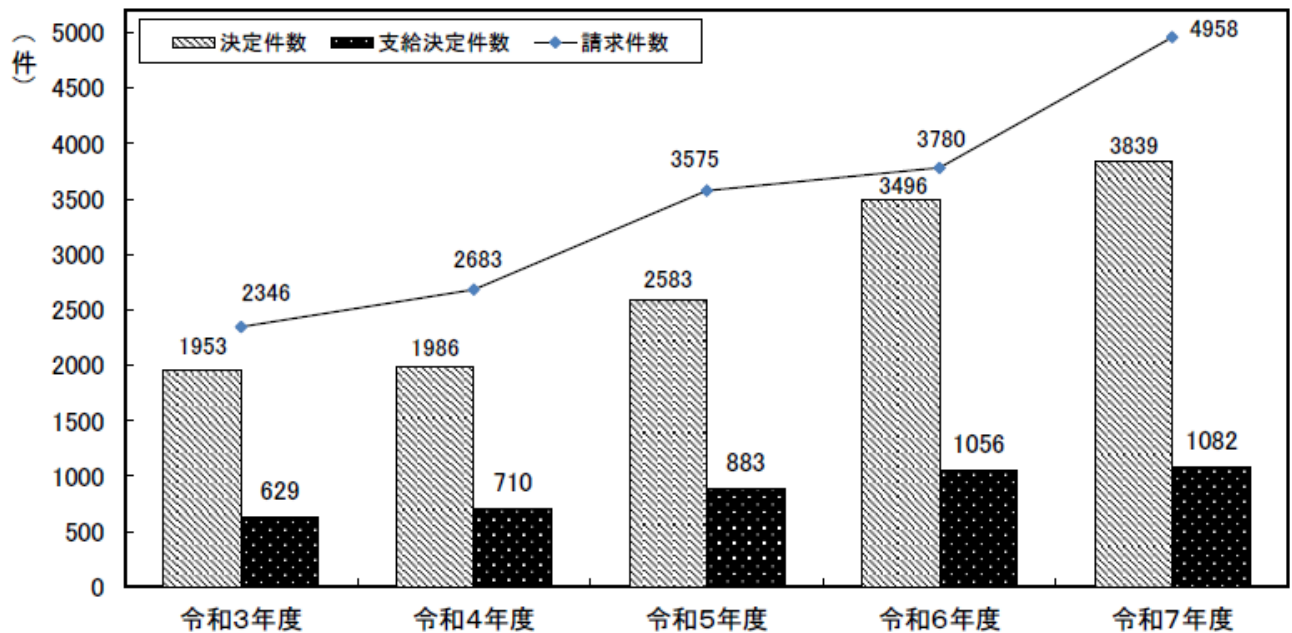


表2-1 業務災害に係る精神障害の労災補償状況

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分						
精神障害	請求件数 注2	2346 (1185)	2683 (1301)	3575 (1850)	3780 (1963)	4958 (2597)
	決定件数 注3	1953 (985)	1986 (966)	2583 (1283)	3496 (1785)	3839 (1992)
	うち支給決定 件数 注4	629 (277)	710 (317)	883 (412)	1056 (504)	1082 (530)
	[認定率]注5	[32.2%] (28.1%)	[35.8%] (32.8%)	[34.2%] (32.1%)	[30.2%] (28.2%)	[28.2%] (26.6%)
う ち 自 殺 注6	請求件数	171 (15)	183 (29)	212 (24)	202 (33)	215 (43)
	決定件数	167 (20)	155 (20)	170 (23)	215 (27)	212 (36)
	うち支給決定 件数	79 (4)	67 (6)	79 (7)	88 (7)	76 (9)
	[認定率]	[47.3%] (20.0%)	[43.2%] (30.0%)	[46.5%] (30.4%)	[40.9%] (25.9%)	[35.8%] (25.0%)

()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の決定件数に占める支給決定件数の割合である。

VI 令和7(2025)年「労働安全衛生調査（実態調査）」（抜粋）

厚生労働省R8.8.7公表より

【事業所調査】

項目	事業所調査内容	事業所割合
雇入れ時教育	労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育を実施している	57.4%
高年齢労働者の労働災害防止対策	エイジフレンドリーガイドラインを知っている	24.8%
	※取組内容：「高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（高齢者一般に見られる持久性、筋力の低下等を考慮した高年齢労働者向けの作業内容の見直し）61.0%と最多、次いで「個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応（健康診断や体力チェックの結果に基づく運動指導や栄養指導、保健指導などの実施など）」が45.4%	
外国人労働者の労働災害防止対策	外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	84.8%
	※ 取組内容：「外国人労働者に分かる言語（母国語や「やさしい日本語」等）により災害防止の教育を行っている」46.3%と最多、次いで「災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させている」41.0%	
転倒防止対策	「物理的対策」 「設備・装備などの対策（職場内の手すり、滑りにくい床材の導入・靴の使用、段差の解消、照度の確保等）、整理・整頓・清掃の徹底など」に取り組んでいる	77.5%
	「身体的要因を考慮した対策」 「骨密度、ロコモ度等のチェックによる転倒やけがのリスクの見える化」に取り組んでいる	5.6%
	「身体的要因を考慮した対策」 「転びにくい、又はけがをしにくい身体づくりのための取組（専門家等による運動指導、スポーツの推進等）」に取り組んでいる	14.3%
メンタルヘルス対策	メンタルヘルス対策に取り組んでいる	63.0%
	メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた	13.5%
化学物質のばく露防止対策	労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質（SDS通知対象物質）を使用している事業所におけるリスクアセスメントの実施状況	すべて 67.7%
		一部 26.3%
		未実施 6.0%

【個人調査】

項目	個人調査内容	労働者割合
仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項	現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安、悩み、ストレス（以下「強いストレス」という。）と感じる事柄がある	67.5%
	事柄の内訳（上位 多い順） ①「仕事の量」39.5% ①「仕事の失敗、責任の発生等」39.5% ③「対人関係（セクハラ・パワハラを含む。）」32.9% ④「仕事の質」30.7% ⑤「顧客、取引先等からのクレーム」22.1% ⑥「会社の将来性」20.5% ⑦「役割・地位の変化等（昇進・昇格、配置転換等）」17.7%	
	現在の自分の仕事や職業生活での不安、悩み、ストレス（以下「ストレス」という。）について相談できる人がいる	94.8%
	相談できる人（複数回答）内訳（上位 多い順） ①「家族・友人」74.8% ②「上司」63.8% ③「同僚」62.5% ≪男女別≫ 男性：「家族・友人」が71.0%、「上司」66.6%、「同僚」57.3% 女性：「家族・友人」が79.1%、「同僚」68.6%、「上司」60.5%	
長時間労働に関する事項	1 か月間の時間外・休日労働が 80 時間を超えた月があった	1.4%
	1 か月間の時間外・休日労働が 80 時間を超えたすべての月について医師による面接指導を受けた	16.2%

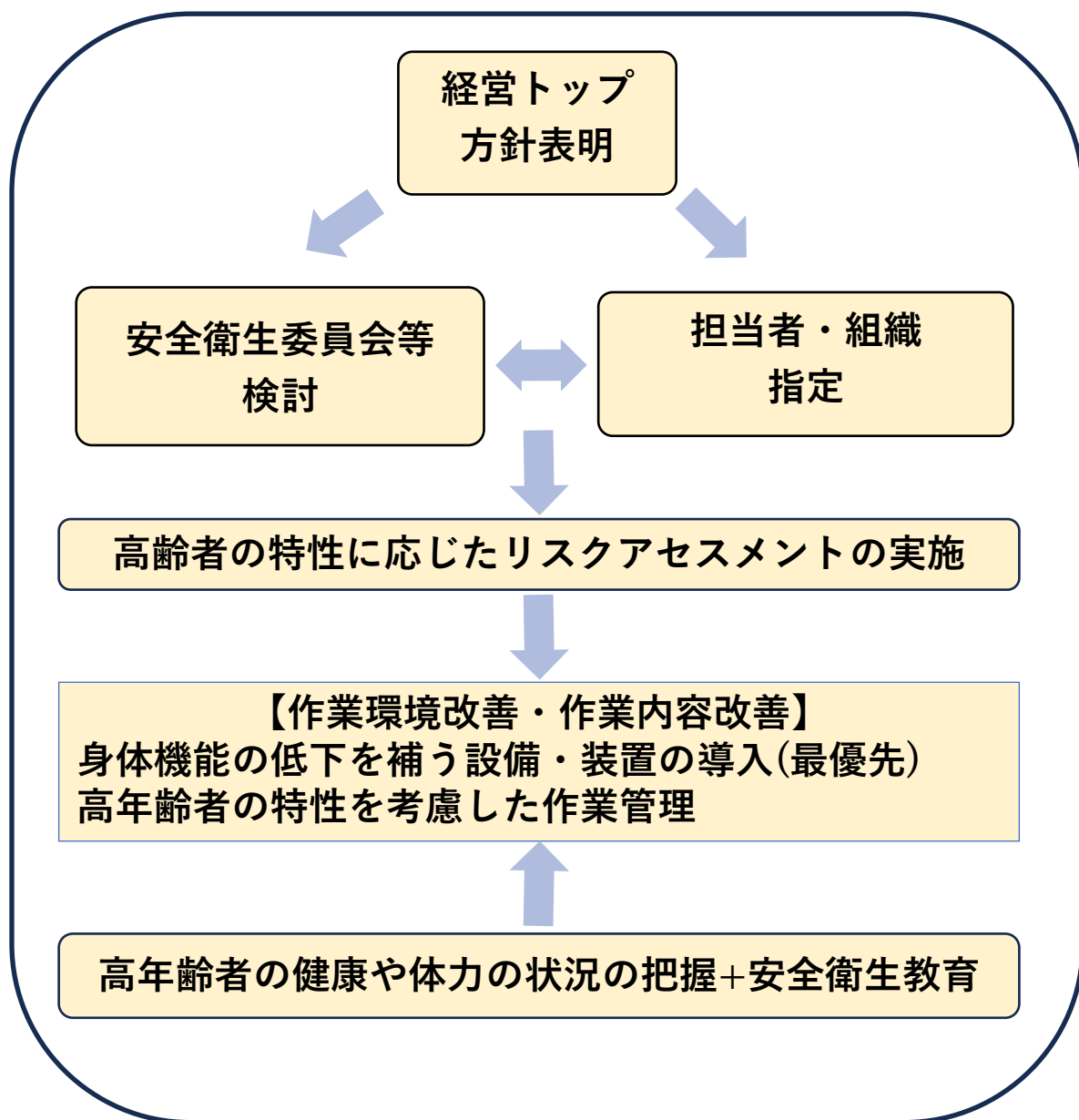
Ⅶ 高年齢労働者の労働災害防止対策（努力義務） R8.4施行

（高年齢者の労働災害防止のための措置）

労働安全衛生法第62条の2

事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

高年齢者の労働災害防止のための指針 （エイジフレンドリー指針）



Ⅷ 病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援（努力義務）

R8.4施行

【労働施策総合推進法】第八章 治療と就業の両立支援

第二十七条の三 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によつて疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

治療と就業の両立支援指針

【病気を抱える労働者の状況】

がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

【治療と就業の両立支援とは】

大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

【両立支援に取り組む意義】

労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

両立支援ナビをチェック



厚労省の運営するポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」では、

- ・ 指針に沿った取組の実践的ガイダンス
- ・ 企業の取組事例

など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。

両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。

専門スタッフの支援を活用



都道府県**産業保健総合支援センター**では、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・ 研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**

・ 事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援等支援が無料で受けられます。

地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「**地域両立支援推進チーム**」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- ・ 両立支援のイベントの実施
- ・ 事業主等が活用可能な**各地域における支援事業の情報**の提供等を行っています。

【関係機関、助成金、相談窓口等情報】

《エイジフレンドリー補助金》

TEL：03-6381-7507 《申請担当》一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」

対象：①専門家総合対策コース ②熱中症対策コース ③コラボヘルスコース（①・②上限100万円、③上限30万円） ※ 補助金申請受付期間 令和8年5月～令和8年10月

《化学物質のリスクアセスメント相談窓口（無料）》

TEL: 050-5577-4862 《相談窓口》テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
～化学物質管理（ラベル・SDS・リスクアセスメントなど）に関する電話相談～
開設期間：令和8年4月～令和9年3月 平日10:00～17:00

《静岡産業保健総合支援センター（無料）》

TEL：054-205-0111 産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施

- ・産業医等産業保健スタッフ向け専門的研修、事業主等向け相談対応
- ・メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による個別訪問支援
- ・事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等

※転倒防止・腰痛予防のための職場訪問支援（健康測定・チェック/社内セミナーの実施・実技指導・運動アドバイス等）を無料で実施していますので、ご利用願います

《富士地域産業保健センター（無料）》

TEL：0545-57-5211 産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施

- ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 等

《労働安全衛生コンサルタント会静岡支部安全衛生なんでも相談（無料）》

- ・開設日 平日の火・木曜日 13時～16時
- ・相談事項 産業安全・衛生全般
- ・相談窓口 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-17-5（静基連会館内1F）
電話/Fax 054-253-5857 ※ 電話でもご相談できます
E-mail shizu_aneicon@yahoo.co.jp

《静岡働き方改革推進支援センター（無料）》

TEL：0800-200-5451 働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に対応します

- ・開所時間 平日9:00～17:00 ※年末年始を除く
※ご来所の際は、事前予約をお願いいたします。
- ・所在地 静岡県静岡市葵区日出町1-2 TOKAI日出町ビル4階
- ・E-mail shizuoka@workstylereform.net

【富士労働基準協会 お知らせ】

《イベントのご案内》

- 令和8年10月13日(火) 優良事業場見学会/静岡県産業安全衛生大会 (無料)
AM 優良事業場見学会 テルモ(株)富士宮工場 体験型安全道場 (富士宮市三園)
PM 静岡県産業安全衛生大会 グランシップ
特別講演「ナッジによる健康安全プロモーション」(仮題)
青森県立保健大学客員教授、青森大学客員教授 竹林 正樹 氏
- 令和8年11月13日(金) 労働衛生管理セミナー (有料) 静岡労政会館
特別講演「新しい化学物質管理~自律的管理の進め方~」(仮題)
中央労働災害防止協会
- 令和9年2月25日(木) 労務管理研修会 (無料)
講 演：監督署監督課長
特別講演：「同一労働同一賃金ガイドライン等の改正」(予定)

《ご確認願います》

1. 週間説明会・労務管理研修会につきましては、令和7年度よりハガキによる開催案内をしておりません 誠にお手数ですが、当協会Webサイトの会員専用サイト「会員様専用」サイト(パスワード『frk』)で日程等確認のうえ、ご参加をお願いいたします
2. 会報「労基しずおか」は昨年8月より上記サイトに掲載しております

《労働衛生標語の募集》

応募締切日：令和8年9月24日(火)

応募作品数：1 事業所5点以内

応募方法：下欄に記載しFax、若しくは協会Webサイト会員専用サイト「会員様専用」に掲載のGoogleフォームによりご応募願います

富士労働基準協会 宛 (Fax 0545-53-0333)

標 語	氏 名